

# 千葉県犯罪被害者等支援条例 概要

令和3年3月9日公布・令和3年4月1日施行

## 【条例制定の背景】

犯罪被害にあうと

生命・身体・財産上の  
直接的な被害



警察への届出、裁判への参加・傍聴等の対応  
精神的ショックや身体の不調

配慮に欠けた言動等による二次的被害  
医療費の負担や失職・転職などによる経済的困窮  
など

犯罪被害者やそのご家族が  
抱える負担は大きい

犯罪被害者やそのご家族（ご遺族）が再び平穏な生活を送れるよう支援を推進し、もって社会全体で犯罪被害者等を支え、県民の誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、条例を制定

## 目的（第1条）

※この条例でいう「県」とは、知事部局だけではなく、公安委員会、教育委員会も含む。

本条例において、

- ◎ 犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定める。
- ◎ 県の責務並びに県民、事業者及び民間支援団体の役割を明らかにする。
- ◎ 犯罪被害者等支援の基本となる事項を定める。

- 犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進する。
- 犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復・軽減、犯罪被害者等の生活再建の支援、権利利益の保護を図る。

社会全体で犯罪被害者等を支え、  
県民の誰もが安心して暮らせる  
地域社会の実現

## 定義（第2条）

犯罪等：犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為

再被害：犯罪被害者が当該犯罪等をした者やその関係者から再び被害を受けること

犯罪被害者等：犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族

二次的被害：直接的な被害後、配慮に欠けた言動等により犯罪被害者等が受ける精神的・身体的等の被害

## 基本理念（第3条）

犯罪被害者等支援は、相互扶助の精神に基づき、次の事項についての共通の理解の下に、社会全体で一丸となって推進されなければならない。

- 犯罪被害者等支援は、全て犯罪被害者等が個人の尊厳を重んぜられるとともに、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に行われること。
- 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次的被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている生活環境その他の犯罪被害者等の事情に応じて適切に行われること。
- 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が、途切れることなく継続して行われること。

## 推進体制等（第4条～第12条）

### ○ 県の責務（第4条）

国、市町村、民間支援団体等と連携し、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に策定、実施。

### ○ 県民の役割（第5条）

犯罪被害者等の置かれている状況、支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じないよう十分配慮し、国、県、市町村の施策に協力。

### ○ 事業者の役割（第6条）

事業活動を行うに当たって二次的被害が生じないよう十分配慮し、国、県、市町村の施策に協力。犯罪被害者等である従業員の就労、勤務に十分配慮。

### ○ 民間支援団体の役割（第7条）

専門的な知識・経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進。国、県、市町村の施策に協力。

### ○ 支援推進計画の策定（第8条）

### ○ 総合的な支援体制の整備（第9条）

### ○ 市町村に対する支援（第10条）

### ○ 民間支援団体に対する支援（第11条）

### ○ 人材の育成（第12条）

犯罪被害者等支援シンボルマーク  
「ギョつとちゃん」



## 県が実施する施策等（第13条～第24条）

### ○ 安全の確保（第13条）

### ○ 相談、情報の提供等（第14条）

### ○ 日常生活の支援（第15条）

### ○ 居住の安定（第16条）

### ○ 雇用の安定（第17条）

### ○ 経済的負担の軽減（第18条）

### ○ 損害賠償請求に関する支援（第19条）

### ○ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第20条）

### ○ 県民の理解の促進（第21条）

### ○ 施策の実施状況の公表（第22条）

### ○ 財政上の措置（第23条）

### ○ 見直し（第24条）



チーバク